

妙高市立新井北小学校いじめ防止基本方針

妙高市立新井北小学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「妙高市立新井北小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの基本的な考え方

(1) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。なお、「ひやかし」や「いじり」であっても、相手が嫌な気持ちになれば「いじめ」である。

- ・ズボン下ろし
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずし、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNSなどインターネットを通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為の定義

県条例第2条2項

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめ類似行為の例は、以下のようなものがある。

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(3) いじめの実態に関する認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断にあたっては、行為が起こったときにいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認するだけでなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。本人がいじめを否定したとしても、表情や様子をきめ細かく観察するとともに、特定の職員のみによることなく組織的な対応により総合的に判断する事が大切である。

インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

1に示したように、いじめの態様は非常に幅が広いため、それぞれに応じた適切な対応が求められる。まず何よりも、いじめの未然防止のための環境づくりに力を注ぐとともに、いじめを深刻化させないために、早期に発見し、迅速な初期対応をすることが最も肝要であり、学校、家庭、地域が一体となり社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切である。

(4) いじめの防止等に向けた方針

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた「人権教育、同和教育」の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

2 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

構成は、校長を長として、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、生活指導部員及び養護教諭を基本とし、校長が指名するものとする。

(3) いじめ対策委員会の役割

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実証・検証修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの防止等のための具体的な対応

(1) 教職員の姿勢

教職員は、いじめはどの子どもにも起こり得るという認識に立ち、児童、保護者、地域との連携を密にして、いじめの防止等に全校体制で取り組む。

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されることで生命又は身体に重大な危険が生じ得ることを十分認識して、いじめの防止等に取り組む。

教職員は、日頃から児童に対する丁寧な見取りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や信号を普段の何気ない言動の中から見逃さず、鋭く見抜く感性を絶えず磨くように努める。また、いじめの「加害者」「被害者」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう留意する。

(2) いじめの防止

教職員は、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に未然防止の取組として、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

具体的には、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うよう努める。また、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくるよう努める。

教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

○発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることのないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障

害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

- 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 新型コロナウイルスに感染した児童や家族が感染した児童については、心身への多大な影響や不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、医療従事者やその家族等を傷つける言動、感染した人やその家族等にかかわるプライバシーを明らかにする行為やSNSなどへの書き込みが行われないように継続した指導を行う。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) 早期発見

学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめに対する相談や訴えをしやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを教職員が確実に認識し、ささいな兆候であっても見逃すことなく、早い段階からの確に関わるように努める。特に教職員の目が届きにくい場所（トイレ、体育用具室、特別教室等）や時間（休み時間、昼休み、放課後等）ができないよう巡視方法を各校で工夫する。

(4) いじめへの対処（別紙 フローチャート 1 参照）

ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込まず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。

イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事態の全貌を明らかにするための方針を指示する。

ウ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。

エ 被害児童に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。

オ 加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後のあり方を考えさせるよう努める。

カ 被害児童の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事態の報告をするとともに、学校管理下の事態である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。

キ 加害児童の保護者に対しては、事態の詳細を説明して事態解決への指導方針について理解を得るとともに、加害児童を同伴し、被害児童を訪問して謝罪するよう促す。

ク 周りの児童に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるように指導する。

ケ いじめの事実プライバシーに配慮しながらも、極力その他の児童及び保護者に開示し、その後の事態発生防止のための契機とするよう努める。

コ いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事態においては、警察や児童相談所と連携して対応する。

サ 被害児童の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害児童及びその保護者を一堂に集め、いじめ対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。

シ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。

ス いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

4 重大事案への対処（別紙 フローチャート2 参照）

(1) 重大事案の発生と報告

① 重大事案の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○ 自殺を企図した場合

○ 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

○ ズボン下ろし、プライベートゾーンの露出、はずかしめなど、大きく人間性を傷つけられた場合

イ いじめにより児童が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

② 重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

調査実施前に、被害児童・保護者、及び、加害児童・保護者に対して以下の事項について説明する。

○調査の目的・目標

事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること。

○調査主体（組織の構成、人選）

人選については、公平性・中立性が担保されていること。

○調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと。

○調査事項・調査対象

どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）をどのような対象（聴き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて説明を行うこと。

○調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの用法、手順を説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

○調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果の提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、あらかじめ説明を行うこと。
- ・ 被害児童・保護者に対し、個別の情報の提供については、妙高市の個人情報保護条例に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、情報提供の方法を説明すること。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者の文書管理規則に基づき行うことに触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、被害児童・保護者の同意を得ておくこと。

① いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童の心の安定を図るため当該児童が信頼を置く教師を伴って、複数で情報収集にあたる。概して、更なるいじめを警戒して話したが見られることから、児童の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い、被害児童から得た情報と照合を図り、事案の全貌把握に努める。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、緊急学年集会等を開き事案を報告した上で、在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に、被害児童の保護者にも、十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ調査を実施し、事案の詳細な全貌解明に努める。

③ いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査実施中の経過報告を行い、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童のプライバシー保護に十分配慮する。

② 教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

(4) 関係児童及び保護者への対応

いじめ問題は単に謝罪すれば解決するものではなく、更に陰湿になる、いじめを契機に孤立する、無視や仲間はずれにされるケース等も多々見られる。いじめ問題の解決にあたっては、その全貌解明や謝罪のみでなく、被害児童及び加害児童はもとより、その保護者に対しても計画的・継続的に支援・指導を行っていく。

① いじめを受けた児童への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。

その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にも増して安心して学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、各学校は次のような対応や支援を行う。

- ・学級担任や養護教諭，カウンセラー等により，心情を丁寧傾聴する。
- ・いじめに係る事実関係を明らかにするため，聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて，当該児童の意向を丁寧に聞き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
- ・心の傷が深い場合にはカウンセラー等による心のケアを勧めるとともに，必要な場合は医療機関の受診を勧める。
- ・いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には，就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

② いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者については，重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や，いじめを受けたことに対する怒り，いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら，当該児童の心身の安定に努めるために，保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実に謝罪し，解決に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・当該児童が受けたいじめに係る事実や，児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめの解決に向けて保護者の意向を丁寧に聞き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合は，カウンセリングを勧める。

③ いじめを行った児童及び保護者への対応

いじめを行った児童に対しては，その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。その際，いじめを受けた児童の立場に身を置き，相手の心の痛みを推測させることを通じて，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては，本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。これにより，本人の心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また，当該児童の保護者に対しては，我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え，その行為の重大さを認識させるとともに，解決に向けた道筋を示し，いじめを受けた児童及び保護者に謝罪する等の協力を求める。

その後，子どもへの接し方や保護者としての役割について，適切に指導・助言する。

5 いじめの防止等のための年間計画

年間を通して実施すること

- 学校生活アンケート（毎月 10 日に実施。必要に応じて個別の教育相談を実施）
- 児童理解の会（月 1 回）
- 校内委員会（週 1 回）

月	教職員の取組	児童の取組	保護者・地域住民対象
4	○いじめ対応委員会の発足（指導方針，年間計画他） ○道徳教育及び「人権教育、同和教育」の年間計画作成 ○いじめ対応マニュアルの確認（職員会議） ○あいさつ運動の推進 ○「栗の実っ子のやくそく」 ○学びの場についての指導	○あいさつ強調月間・「ALL 妙高」あいさつ運動 ○地区子ども会 ○縦割り班顔合わせ会、縦割り班遊び ○1 年生を迎える会	○学習参観，学級懇談会
5	○連休の指導 ○体育大会の指導	○体育大会	○PTA 環境整備作業 ○体育大会
6	○教育相談（全員に実施） ○いじめ見逃しゼロ強調月間の推進	○いじめ見逃しゼロ強調月間・教育相談 ・なかよし集会（いじめ見逃しゼロ集会）	
7	○「夏休みのやくそく」指導	○地区子ども会 ○夏のなかよし班祭り	○学習参観 ○保護者アンケート ○PTA 全体会，学級懇談会
8		○地域行事への参加	
9	○縦割り班遠足の計画，推進	○あいさつ強調月間・校内あいさつ運動 ・「ALL 妙高」あいさつ運動 ・「人権教育、同和教育」の学習	○「人権教育、同和教育」の学習参観
10	○かがやき発表会の計画・指導	○かがやき発表会 ○縦割り班遠足	○PTA 環境整備作業 ○縦割り班遠足ボランティア
11	○教育相談（全校一斉） ○いじめ見逃しゼロ強調月間の推進	○いじめ見逃しゼロ強調月間・教育相談 ・なかよし集会（いじめ見逃しゼロ集会）	○個別面談
12	○「冬休みのやくそく」指導	○地区子ども会	
1		○あいさつ強調週間	
2			
3	○「春休みのやくそく」	○地区子ども会 ○6 年生を送る会	○学習参観，学級懇談会